

近畿建築確認検査協会

賛助会 入会のお誘い

近畿建築確認検査協会は、近畿圏内で営業している民間指定確認検査機関等が会員となり、社会的責務を有する機関としての立場で、建築基準法及び関係法令の適格な運用による建築物の安全・安心の確立、さらには、省エネ義務化、住宅性能評価、既存建築物対策など建築物を取り巻く環境の変化にも注視し、円滑な確認検査業務等の推進を図ることを目的として協会活動に取り組んでおります。

ついては、本会の活動にご賛同いただける方は、是非とも入会していただき一緒に協会活動に取り組みませんか。

入会をお待ちしております。

【賛助会の種類】

● 法人会員

教育関係団体として加入される会員又は、近畿圏以外の指定確認検査機関で加入される会員です。

● 個人会員】

指定確認検査機関が所管する業務に係る資格を有する会員です。

【会費】

● 法人会員

入会金：30,000 円 年会費：30,000 円

● 個人会員

入会金：0 円 年会費：3,000 円

【会員の特典】

● 法人会員（教育団体）

- ・各種インターンシップの場を提供させていただきます。
- ・新卒採用者の募集情報等をご案内させていただきます。
- ・建築法規等の担当講師を紹介させていただきます。
- ・産官学連携による教育プロジェクトを支援させていただきます。

● 法人会員（近畿圏以外の指定確認検査機関）

- ・協会活動の成果や、オンラインによる講習会、研修会等を公開いたします。
- ・各行政庁の建築確認等に係る主な指摘事項等の概要を提供いたします。
- ・当協会が主催する講習会等へ無料で参加（1 回限り）いただけます。
- ・各種講演会、総会への参加をご案内させていただきます。

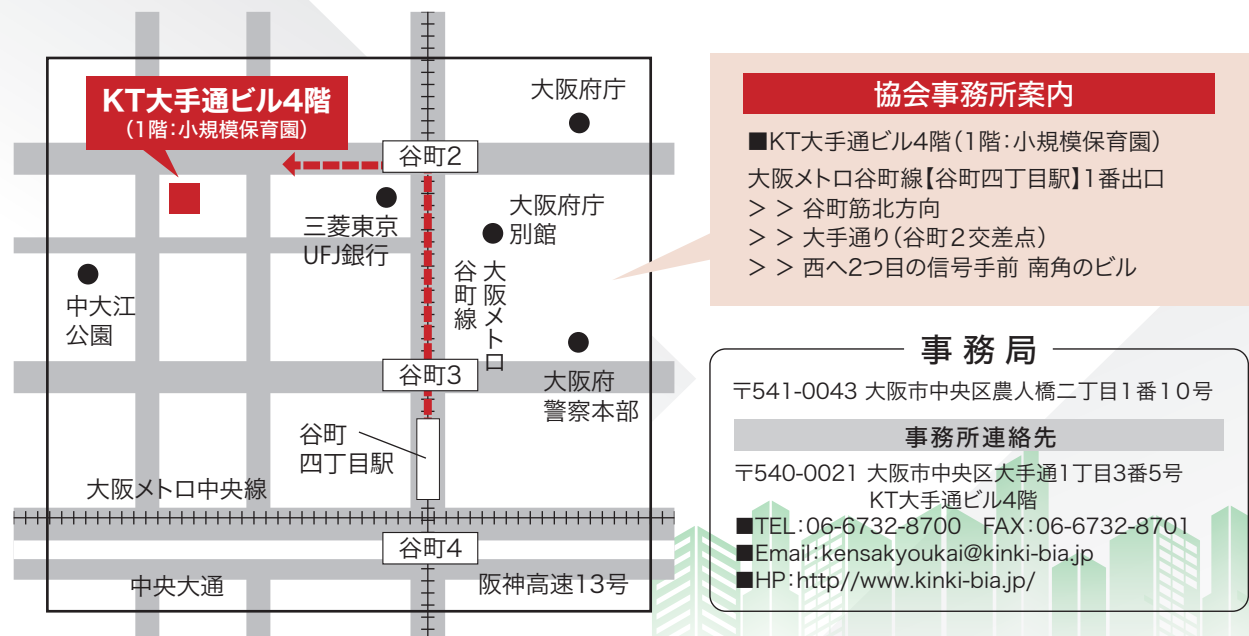
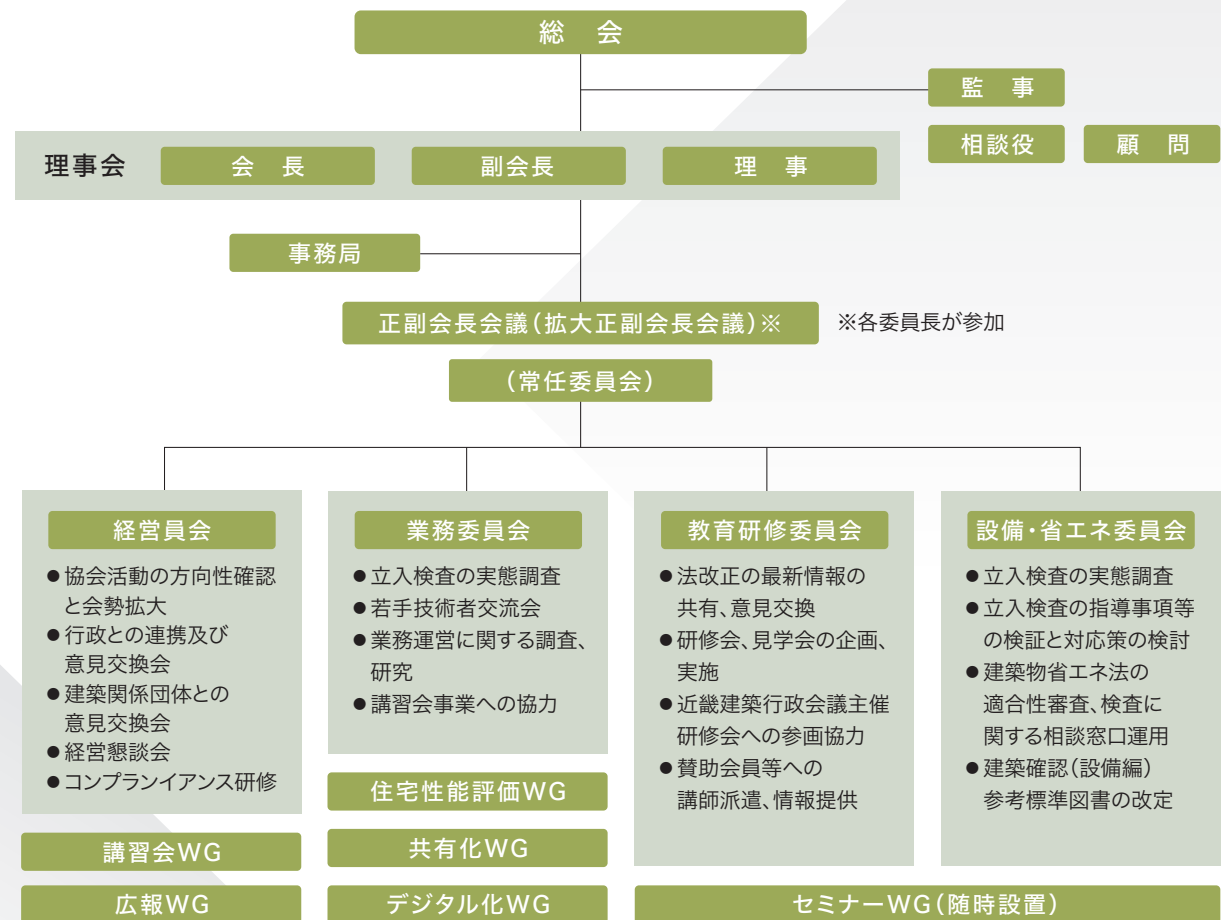
● 個人会員

- ・有している資格に応じて希望する確認検査業務等を登録させていただき、会員機関に情報提供させていただきます。
- ・法人賛助会員が必要とする建築法規等の講師募集をご案内させていただきます。
- ・法規の講師をされる方には、最新の法改正等の情報を提供と資料に関する相談に応じます。
- ・当協会の一年間の活動実績等を盛り込んだ総会資料をお届けします。
- ・当協会の活動状況をホームページ等でお伝えさせていただきます。(年1回程度)
- ・講演会、総会への参加のご案内をさせていただきます。
- ・なお、個人会員については当会の制限業種の関係で一定の入会制限があります。詳細につきましては事務局へご連絡ください。

協会綱領

- 1 法令の遵守 建築基準法等の法令を遵守し、公正な業務を推進する。
- 2 社会への貢献 透明性を以って安全安心な建築生産に貢献する。
- 3 中立・独立性の堅持 中立性、独立性を堅持し業務を遂行する。
- 4 専門技術の維持・向上 品位をもって自己研鑽し、技術の向上を図る。
- 5 秘密の保持・情報の開示 守秘義務を旨とし、本協会の情報の開示につとめる。

組織図



暮らしを支える
建築の「安全」「安心」を、
ずっと。

一般社団法人
近畿建築確認検査協会

国・行政・確認検査機関が 三位一体となった新しい 「建築行政」をめざします

一般社団法人近畿建築確認検査協会は、近畿圏において業務を行う指定確認検査機関等が、社会的責務を担う立場から、建築基準法および関連法令の的確な運用を通じて、建築物の安全・安心の確立に寄与することを目的として活動しております。

当会では、建築確認検査等の品質を確保し、業界が社会から信頼され、健全に発展していけるよう、教育研修の実施、若手社員の交流促進、情報の収集・提供、行政および建築関係団体との意見交換・連携事業など、さまざまな取り組みを進めております。こうした活動は、全国の指定確認検査機関からも注目され、多くの賛同をいただいております。

今後は、省エネルギー基準の義務化や性能評価制度の拡充、既存建築物への対応強化など、住宅・建築物を取り巻く環境が大きく変化していく中で、行政や建築関係団体の皆様とより一層緊密なネットワークを構築し、将来を担う人材の確保・育成、そして円滑な確認検査業務の推進に努めてまいります。

一般社団法人 近畿建築確認検査協会 会長

協会活動

行政との連携

- 近畿圏の特定行政庁、国土交通省近畿地方整備局との定期的な意見交換
- 大規模災害時における確認検査業務に関する連携協定の締結
- 「近畿建築行政会議」等が実施する研修会への参画・講師派遣
- 「近畿共通取扱い集」の編集作業への参画
- 国土交通省への情報提供・制度提案

建築関係団体との連携

- 近畿圏内の建築関係団体との意見交換・協力体制の構築

設計者・申請者への情報発信

- 建築確認（設備）参考標準図書、設備の取扱い指針の情報開示
- 各種講習会の開催 ・令和7年度：確認申請のプロ養成講座 ほか
- 2級適判資格に関する解説・予想問題の提供

会員の技術研鑽・交流

- 法令遵守及び制度の適切な運用に向けた情報共有・研究・技術研鑽の推進
- 専門技術の維持向上に向けた
・研修会の開催 ・建築関連施設等の見学会 ・若手技術者の交流活動

指定確認検査機関 の仕事・職場は

- 行政と深い関わりを持ったコンプライアンス性の高い仕事です。
- 健康であれば長く働ける仕事です。
- テレワークや時短勤務等生活に応じて働きやすい職場です。
- 一級建築士や建築基準適合判定資格者等が取得でき、その資格や専門性を活かせる仕事です。
- 明るくスマートでクリーンな職場です。

指定確認検査機関 の職員は

みなし公務員として社会に貢献しています。
専門性を持つ建築基準法のプロです。

これまでの 歩み

2006年4月 建築確認業務の信頼性と地位向上を目指し、全国で初めての組織として、指定確認検査機関20社により「大阪建築確認検査協会（任意団体）」を設立

2010年6月 近畿圏内で業務を行う指定確認検査機関の協会として、「近畿建築確認検査協会」へ名称変更

2016年2月 協会設立10周年を記念し、記念式典を開催

2024年4月 任意団体から、一般社団法人近畿建築確認検査協会として法人化。
より安定した基盤のもと、活動を本格化

指定確認検査機関とは

建築基準法に基づき、国土交通大臣や知事から指定を受け、確認検査を行う機関です。

国土交通大臣指定

26 機関

業務エリアは全国

近畿地方整備局長指定

14 機関

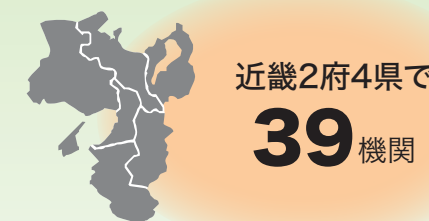
業務エリアは近畿2府4県

その他の
地方整備局長と
都道府県知事指定

約 90 機関



※2025年6月現在



確認検査とは

- 建物を建てる工事の前に必要な確認申請書や図面等のチェックをするのが確認です。
- 工事が図面通り施工されているかを現場でチェックするのが検査です。
- 検査には工事の途中段階に行う中間検査と、工事が終了しておから行う完了検査があります。
- 確認検査時に交付される「確認済証」や「中間検査合格証」、「検査済証」はその建物の証明書となります。